

新潟県条例第29号

新潟県プール条例の一部を改正する条例

新潟県プール条例（平成18年新潟県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（地位の承継）</p> <p>第9条 <u>プールの開設者が当該プールを譲渡し、又はプールの開設者について相続、合併若しくは分割（当該プールを承継させるものに限る。）があったときは、当該プールを譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの開設者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該プールを承継した法人は、当該プールの開設者の地位を承継する。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（地位の承継）</p> <p>第9条 <u>プールの開設者について、相続、合併又は分割（当該プールを承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの開設者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該プールを承継した法人は、当該プールの開設者の地位を承継する。</u></p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。